

## 国立大学法人高知大学ハラスメントの防止等に関する規則

平成16年4月1日  
規則第28号

最終改正 令和5年3月24日規則第119号

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第32条の規定に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、国立大学法人高知大学（以下「高知大学」という。）における職員の就労上の適正な環境の確保、職員の利益の保護及び職務能率の発揮並びに学生等の修学上の環境及び利益の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアルハラスメント 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる性的な言動
- (2) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が職員又は関係者に対して行う、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用又は妊娠若しくは出産を理由とする就労上の環境が害される不適切な言動、関係者が職員に対して行う同様の言動及び職員、学生等又は関係者が学生等に対して行う、妊娠又は出産を理由とする修学上の環境が害される不適切な言動
- (3) パワーハラスメント 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に対して行う高知大学における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上又は修学上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就労上の環境又は修学上の環境が害される不適切な言動及び関係者が職員又は学生等に対して行う同様の言動
- (4) ハラスメント 前3号に掲げる言動及び前3号に掲げる言動にはあたらないが、職員又は学生等が職員、学生等又は関係者を不快にさせる言動及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる言動
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員若しくは関係者の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応に起因して職員

若しくは関係者が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けること。

(学長の責務)

第3条 学長は、高知大学のハラスメントの防止等に関し総括する。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントを行ってはならない。

(監督者の責務)

第5条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

(委員会の設置)

第6条 高知大学に、ハラスメントの防止等の適切な実施のため、委員会を置く。

(相談への対応)

第7条 高知大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を置く。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 学長、監督者その他の職員は、ハラスメントに対する相談、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(プライバシー等の保護)

第8条の2 学長、監督者その他の職員は、ハラスメントに関する対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日規則第35号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月22日規則第23号）

この規則は、令和3年1月22日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第119号）

この規則は、令和5年3月24日から施行する。